

足柄広域新モビリティサービス推進協議会財務規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、足柄広域新モビリティサービス推進協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、足柄広域新モビリティサービス推進協議会（以下「協議会」という。）の財務について必要な事項を定める。

（予算）

第2条 交通会議の予算は、松田町からの負担金又は補助金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 前会計年度中に確定した歳入の調定及び支出負担行為について、出納上の整理を行うため4月1日から5月31日までの期間を出納整理期間とする。

5 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、その予算書の写しを速やかに松田町長及び交通会議の会長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前条第4項の規定は、補正予算が協議会の承認を得たときにおいて準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 その年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1又は別表第2に定める以外の項又は目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用又は予備費の充用は、松田町の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命じることができる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、松田町の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅延なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、その決算書の写しを速やかに松田町長及び交通会議の会長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年〇月〇日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費